

応募案内

(明石市新ごみ処理施設整備・運営事業)

この応募案内は、環境産業局環境室新ごみ処理施設建設課が実施する明石市新ごみ処理施設整備・運営事業の公募型プロポーザル方式による事業者（設計者・施工者・運営者一括）選定（以下、「プロポーザル方式」という。）の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募前に必ずお読みください。

1 関係法令

地方自治法、同法施行令、明石市契約規則その他指示事項（以下、「関係法令」という。）を承知の上参加してください。なお、契約規則等は明石市ホームページ（入札コーナー）において示すとともに、財務室契約担当においても閲覧することができます。

2 虚偽記載の禁止

明石市入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登録されている者が、プロポーザル方式に係る申請書類等に虚偽の記載をし、工事の契約相手方として不適当と認められるときは、明石市入札参加者等指名停止基準（以下、「指名停止基準」という。）に基づき措置します。

3 参加表明書等の作成要領

参加表明書等の作成にあたっては、次の事項に注意してください。

- (1) 応募者欄については、応募者の住所、商号又は名称、当該事務所の代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）を記載し押印してください。
- (2) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所を押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (3) 内訳書の作成にあたっては、必ず提案価格と合致させてください。また、値引きの計上や端数処理により提案価格と合致させることは認めません。
- (4) 記入に当たっては必ず黒色のペン又はボールペンを使用してください（黒色で印刷された参加申請書等及び黒色のスタンプの押された参加表明書等も可とします。ただし、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。）。なお、鉛筆書きは不可とします。
- (5) 記入又は押印漏れ、内容の不備等がある場合には無効となるので十分にご注意ください。

4 提出する前の最終確認

提出する前に次の事項を十分に確認してください。なお、不備がある場合は無効となります。

持参による提出の際は、事前に本市へ連絡し、様式集 様式9-1「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業」参加表明書及び参加資格審査申請書受領確認証、様式9-2「明石市新ごみ処理施設整備・運営事業」提案書等受領確認証に必要事項を記載して、本市の指定した時間帯に来庁すること。

(1) 提案価格書

- ① 提案価格（必ず頭に¥を記載すること）
- ② 日付（提案書の受付終了日）
- ③ 参加表明者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ず

その支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。)

④ 押印（業者登録で届出済みの使用印を使用）

(2) 内訳書

① 参加表明者（見積者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。)

② 押印（業者登録で届出済みの使用印を使用）

(3) 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が公告日以降の日付のもの（写し(PDF 形式を含む)も可)

その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

5 異議の申し立て

参加表明者は公募型プロポーザル方式の実施後、この応募案内及び関係法令等の公募型プロポーザル方式の条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

なお、参加表明に係るすべての費用は参加申請者の負担となり、明石市に請求することはできません。

お問い合わせ先：明石市環境産業局環境室新ごみ処理施設建設課

TEL：078-918-5788

FAX：078-918-5787